

## 2章 守護と地頭

### 問題

#### 解説

#### 【着眼点】

どの設問も、史料をしっかり読み取って解答していくことが大切である。Aは東国では武家支配が進んでいたのに対し、西国では在地領主の勢力が強かったことを念頭に置く。Bは地頭請・下地中分について説明する。Cは図に描かれる山野・馬・帆船に着目する。

#### 【知識の整理】

##### ● 荘園の地域性

莊園の成立や莊園支配をめぐる中央領主と在地領主との関係、百姓支配や年貢雜公事夫役の收取の在り方などについては、それぞれの莊園で異なっており、統一した制度があったわけではない。その多様性を生み出した要因も多様であり、第一には中央貴族・在地領主・百姓・国司など莊園を構成する勢力・人々を取り結ぶ社会的諸関係の多様性が挙げられる。第二に、経済的諸関係の地域性がある。畿内を中心とする地域では古代以来の開発が進み、比較的早くから生産力的にも安定度が高まり、農民の経営的、社会的自立度も高かった。そうした地域に比べると東北・関東・南九州などでは、状況は大きく異なっている。第三には、日本列島全体にわたる古代・中世の国家支配の地域差といった政治的事情がある。律令体制は制度としては古代専制国家の法・政治の在り方を一元的に示すものであるが、現実にそれがどのように展開していったかという問題は、莊園制の歴史的前提として大きな意味を持っており、莊園の展開形態を規定している。また鎌倉幕府は東国政権として発足し、地頭設置を通じて西国莊園に強力なくさびを打ち込んでいくが、在地領主が本領として当初から強い支配力を持った上に、頼朝がいちはやく朝廷に認めさせた「東国沙汰権」の下に置かれた東国莊園と、畿内西国の莊園とでは支配関係に顕著な相違があった。

##### ● 「畿内」型莊園

中央貴族の支配拠点である畿内とその周辺の状況を見てみる。この地域は律令制的支配の浸透度が最も高い地域であり、国家の設定した「官田」が広がり、寺田や院宮権門の位田・賜田なども多い。一方、開発は早くから進められ、耕地の安定度、土地生産力も比較的高かった。そのため、土着豪族が山野未墾地を含む広大な空間を囲い込み、在庁官人となって国衙から私領の地子收取特権をも獲得し「開発領主」に成長することは概して困難であった。

上記のような条件が複合的に存在したため、畿内とその周辺では大規模な寄進型の莊園よりも、貴族・大寺社の施入、買得や寺僧などの小型墾田、位田・官田封戸などからの転化などによって生じた狭隘な面積しか持たない莊園が多く成立した。現地支配においては、主従制的武力を中核とした在地領主層の実力に依存するケースは少なく、寺社・公家の権威を背景とした預所などの領家代官が直接莊務権を行使する形が基本であった。領家は百姓に夫役を課し、京

上夫によって京都の邸宅まで番上させたり、各種雑公事を納入させた。

### ●「東国」型莊園

ここでの「東国」とは中部・関東・奥羽など東日本をおよその範囲とした場所をさす的同时に、政治的・社会的条件を加味した地域のことをさす。この地域では次に述べる「西国」のように、「開発領主」の「寄進」によって成立する「寄進地型」莊園が広く展開した。ただ「東国」は「西国」と比較して、律令体制期以来、中央の王朝国家権力の浸透度が弱く、中央支配層と寄進者としての在地領主との力関係は、「西国」に比べて後者の優位が顕著であった。上野国新田莊の寄進主で開発領主であった新田義重は源義国（義家の子）であり、受寄者は藤原忠雅（花山院家、左衛門督）、成立は1157（保元2）年であった。寄進の時、「地主たるにより下司職に補す」という左衛門督家の補任状が義重に与えられ、新田氏は以降長く当莊の下司職を保持した。義重以後、子孫庶流の多くが同莊内の村々に屋敷を設け開発を進めるという形で、同族を土着繁栄させ、嫡流が惣領としてこれを統轄する形がとられた。そして、「東国」莊園の多くが鎌倉時代のうちに莊園としてはほとんど有名無実化し、得宗領・北条一門領を中心に武家単独領同然の状態に移行した。

### ●「西国」型莊園

「西国」とは「畿内」の周縁部から西方一体を大まかに表している。「西国」の場合も「寄進」型の莊園が基本形であり、規模は「畿内」型に比べ相対的に広い。しかし「東国」型莊園と異なるのは、寄進主としての在地領主の権限の大きさにもかかわらず、莊園領主側の支配力も強く、自ら検注を行い、年貢額や下司の得分権限が数量的にも明示され、両者の対抗と力の均衡ともいうべき事態があつたことである。また、東国御家人の移住に伴う地頭と現地側との熾烈な抗争があることも「東国」型莊園には見られないものである。東国御家人が西国莊園の地頭職を得て、その莊に移住するケースは本補・新補ともに見られるが、承久の乱による没収地に新補地頭を設置したことによって、莊務権をめぐる本所と地頭の対立が急激に拡大した。その際、旧来の在地領主が幕府に敵対し無力化した場合には新補地頭の入部は比較的容易になるが、地付の在地領主勢力が残存しているケースも少なくなく、その場合、彼らは「名主」・「小地頭」・下級莊官としての「公文」などの地位を保持し、新補地頭が「総地頭」としてその上位に君臨する形をとることが多かつた。

こうした形で「西国」型莊園における在地支配が、「東国」から入部した御家人地頭と旧来からの中小在地領主との二重支配構造をとるのがこの地域の莊園の特徴であり、そこではほとんど例外なく両者の間に激しい摩擦や抗争が展開された。とくに新補地頭は幕府法の規定で下地進止権=土地所有権を付与されていなかったため、彼らが現地に定着するためには、実力的行動によってでも土地所有権を獲得していく必要があった。

### ●地頭請と下地中分

こうした状況の解決策として考え出されたのが、地頭請と下地中分である。丹波国大山莊は1241（仁治2）年地頭中沢氏の請所となつたが、その後も地頭の非法・年貢対押が繰り返されたため、1294（永仁2）年には領家である東寺側が幕府へ訴えたことによって下地中分が実施

され、荘の中心部分の田地 25 町・畠 5 町および山林などが領家側に引き渡されることになった。請所とは、荘園領主に納めるべき年貢額を契約し、現地の土地・人民支配すなわち莊務は一切地頭に委ねてしまう方式である。多くの場合、一旦地頭の請所となってしまえば、領家方が所定の請切年貢額を手に入れることさえできにくくなり、荘園領主権は事実上崩壊してゆく。また、下地中分は、耕地のみならず、山野を含めて、荘園を折半し、相互に一円的な支配領域を作り出し、場合によっては折半ではなく、3 分の 2・3 分の 1 という分割方式が採られたり、荘内の耕地ブロックごとに折半していく方式もあった。

資料として挙げられている「伯耆国東郷荘中分絵図」に関して確認しておこう。東郷荘は京都の松尾神社領で、伯耆国のほぼ中央、海寄りに位置する東郷池を囲む形で成立した。1258(正嘉 2) 年領家と地頭との間で下地中分が行われ、基本的には西側領家分、東側地頭分とされたが、山野・耕地・集落などの分布状態を考慮して、西側にも地頭分、東側にも領家分が一部設定された。海岸寄りには双方の馬野があり放牧馬が、また海上には帆船が描かれていて、領主的関心の多様な在り方がうかがわれる。

### 【解答のポイント】

A

東国 - 開発領主の系譜を引く地頭が強い在地支配権

西国 - 新補地頭。一定の得分を認められたにすぎない

B

地頭の在地支配拡大 → 年貢対抗 → 荘園領主と紛争 → 解決策としての地頭請・下地中分

C

二毛作、山野からの植物採集、馬の放牧、湖沼・海での漁労、湊利用

### 【解答例】

A 東国では開発領主の系譜を引く地頭が強い在地支配権を持っていたが西国では新補地頭は一定の得分が認められたにすぎなかった。

(60 字)

B 地頭が在地での支配を強め、年貢を対抗して荘園領主との紛争がしばしば起こったため、地頭請や下地中分で妥協がはかられた。

(59 字)

C 米と麦の二毛作の他、山野からの副産物の採集や、馬の放牧、湖沼や海における漁労が行われ、湊を利用した水運が発達していた。

(60 字)

## 添削課題

### 解説

#### 【着眼点】

史料と設問から守護が国人に段銭を徴収する権限を与えたことがわかるが、これを手掛かりに室町時代の守護の一国の土地に対する支配権の在り方を考える。また、鎌倉時代の守護との比較が条件とされているので、どこを比較するのかをよく考えてから答案作成に取り組むこと。つまり、鎌倉時代の守護について説明し、その後に室町時代の守護について説明しただけでは設間に答えたことにはならないので、注意が必要である。

#### 【知識の整理】

##### ●鎌倉時代の守護の設置

守護は鎌倉時代の初期には惣追捕使とも呼ばれた。明確な制度として登場するのは、源頼朝が1180（治承4）年の挙兵直後に有力御家人を東国諸国の守護人に補任してからのことである。国衙在庁官人を指揮して一国内の軍政を担当したが、やがて源氏の軍勢が西上するのに伴い西国諸国にも設置され、軍事動員や兵糧米徴収などに当たって臨戦態勢をとった。1185（寿永4）年、平氏が滅亡すると一旦廃止されたが、年末には源義経追捕を目的に国地頭とともに再び設置された。翌年の国地頭廃止後も守護制度は維持され、建久年間（1190～99）に頼朝が諸国の大守護権を握るようになると、平時において大番催促、謀叛人・殺害人の逮捕（これを大犯三カ条という）を担う存在として定着し、1232（貞永元）年に成立した3代執権北条泰時による『御成敗式目』にも規定されるに至った。この段階では守護の権限は軍事警察権に限られていたのであった。

##### ●守護の権限の変質

鎌倉幕府の支配領域である東国では、守護は早くから在庁官人を支配し、大田文の作成など国衙の行政事務を引き継いで、地方行政官としての役割も果たした。そして、幕府の支配権の拡大に伴い、次第に諸国支配権を握る傾向が強まった。さらに、地頭職と並ぶ所職としての武士の所帶の意識が強まると、世襲へつながり、また、北条氏一門が諸国の守護を次第に独占する動きが鎌倉末期に強まった。

この動きは、鎌倉時代における武士の一門の団結の変化と関係がある。元寇による戦費負担や貨幣経済の発達により御家人の窮乏が深刻になり、一方で、庶子が独立する傾向が強まっていて、一門の団結も動搖し、惣領制が崩壊していった。幕府の方では、元寇を通じて、全国の荘園・公領から年貢などを徴収する権限と、非御家人を動員する権限を獲得した。その際、関東御成敗地といわれる管轄下の土地に地頭を補任し、惣領を通じて一門を統制するという従来の支配方式では、非御家人に対する支配を及ぼすことができなかった。そこで北条氏は、北条氏嫡流である得宗が北条氏一門や御内人に対する統制を強化し、守護の権限を強化して国内武士に対する軍事動員・指揮権を与える一方で、守護職を北条氏一門で独占する方針を採ったのであった。

## ●国人の登場

庶子の惣領からの独立をはかる傾向は、荘官であることに飽き足らない武士が領家・国司との関係を断ち切って土地・農民に対する支配を強化する傾向と密接に関連するものであった。このように、惣領から独立し、領家・国司の支配を否定して、土地・農民に対する一円的支配権を行使する在地領主に成長した武士を国人という。鎌倉時代の地頭が將軍から補任された散在的な所領を支配したのに対し、国人は現地に定住して実力によって本領を中心とする集中的所領支配を展開し、庶子や村落上層農民を新たに家臣化し、検査や役賦課など独自の在地掌握を深めた。彼らは守護の被官や將軍の奉公衆になる一方、地縁的関係に基づいて国人一揆を結び、上位権力に対抗しつつ紛争処理などのための広域支配秩序を形成した。

## ●室町時代の守護

鎌倉幕府を倒した後醍醐天皇による建武政権は、国司と並置して守護を認めた。室町幕府は、本来は恩賞の対象でなかった守護職を恩賞として補任することを多く行った。つまり、守護を通じて地方を支配しようとしたのである。そして、守護の権限を強化した。田地をめぐる紛争の際に自分の所有権を主張して稲を一方的に刈り取る実力行使である刈田狼藉を取り締まる権限や、幕府の裁判の判決を強制執行する権限である使節遵行権などが新しく守護に与えられたのである。さらに、觀応の擾乱後の1352（正平7・文和元）年、近江・美濃・尾張の3国に認められ、のちに全国化していく半濟は、軍費調達のために守護に一国の莊園や公領の年貢の半分を徵發する権限を認めたものである。守護はこれらの権限を利用して、国内の莊園や公領を侵略するなど土地に対する直接支配権を強化し、年貢や土地を国人たちに分け与え、彼らを統制下に繰り入れていった。また、幕府は朝廷から獲得した段錢の徵収を守護に任せたが、守護はその段錢徵収権を国人に給分として与えた。これは守護として保有している権限を国人に分与するものであったから、国人は守護の被官となつたのであり、そして、この主従関係は、国人が確立していた強固な農民支配権を承認した上で成り立っていた。

こうして、室町時代一貫して権限を拡大された守護は、幕府が朝廷の権限を吸収し、国人など在地武士が莊園・公領に対する支配権を強化している状況を受けて、任国を領国化し、守護大名と呼ばれるようになった。なお、このように守護が作り上げた支配体制を守護領国制と呼ぶ。

### 【解答のポイント】

<鎌倉時代の守護>

大犯三カ条だけで、国内の田地に対する直接支配権なし

<室町時代の守護>

刈田狼藉検断権・使節遵行権を与えられる

半済を通じた荘園侵略

⇒国内の田地に対する段錢賦課権獲得

⇒国内の国人に兵糧米や段錢徵収権を給分として与える

⇒国人を被官化し、領国支配を強化

### 解答例

鎌倉時代の守護の権限は大犯三カ条だけであり、国内の土地に対する直接支配権を持たなかった。室町時代の守護は刈田狼藉検断権・使節遵行権を持ち、さらに半済を通じて荘園侵略を行い、国内の土地に対する直接支配を強めた。その過程で兵糧米や段錢徵収権を国内の国人に給分として与えて被官として、領国支配を強化した。

(149字)